



山形県公報

令和2年12月8日(火)
第162号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1211

海区漁業調整委員会関係

指 示

○火光利用による一本釣漁業の制限……………1212

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……1213

告 示

山形県告示第824号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営京田川地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営京田川地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業))変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
鶴岡市役所、酒田市役所及び三川町役場
- 縦覧に供する期間
令和2年12月9日から令和3年1月13日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示する。

令和2年12月8日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業
- (2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.379分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4762との交点 ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4768との交点 ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分 （ロラン） 2S3-2820と2S4-4756.7との交点 ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分 （ロラン） 2S3-2780と2S4-4754.5との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4775との交点 ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4775との交点 ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分 （ロラン） 2S3-3110と2S4-4766.2との交点 チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分 （ロラン） 2S3-3080と2S4-4765.8との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

3 有効期間

この指示の有効期間は、令和3年1月1日から同年12月31日までとする。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年4月8日まで縦覧に供する。

令和2年12月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ寒河江西店
寒河江市大字寒河江字鶴田15番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年6月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,390平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 53台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.45立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時
 - ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
令和2年11月6日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年4月8日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

令和2年12月8日印刷
令和2年12月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県